

お客様各位

(株) ぎょうせい
出版企画部

<お詫び>

「税理士実務質疑応答集 100 問 100 答 法人税・消費税編」につきまして、次のとおり誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

■「23 業績等の悪化により支給できなかった事前確定届出給与の対応」(46-47 ページ)「対応」内 7～13 行目

誤	正
資本金の額等が 10 億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が 1,000 人以上である場合には、「従業員への還元(給与等の支給額の引上げの方針・教育訓練費等の実施の方針)」や「取引先への配慮(取引先との適切な関係の構築の方針)」その他の事項を、各企業が自社の様々なステークホルダーに対し、どのような取り組みを行うかを自社のホームページで公表し、その内容などを経済産業大臣に届け出ている場合に限り適用されるので、留意が必要である。	【削除】

■「93 免税事業者等からの仕入れに係る経過措置の拡充」(188-189 ページ)「検討」内の見出し

誤	正
2 年間適用額の上限額の <u>引上げ</u>	2 年間適用額の上限額の <u>引下げ</u>

以上